

令和5年度 防犯設備等補助事業 比較表

		地域における見守り活動支援事業		防犯設備の整備に対する 補助事業
		防犯設備補助事業	地域防犯環境改善補助事業	
活動概要		町会・自治会が単独、または町会・自治会が他の地域団体と連携して行う防犯活動		商店会または複数の商店会が連携して行う防犯活動
対象地域		「安全・安心まちづくり推進地区」に選定した地区内で行う事業であること		
活動要件		防犯に関する活動を月1回以上継続して行うことが見込まれること		
活動主体		単独の町会・自治会、または町会・自治会と地域団体との連携組織 例) 町会+町会、町会+商店会、町会+PTA など		単独の商店会、または複数の商店会
補 助	対 象	防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備の整備		防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備の整備
	補助率 (負担率)	都 2分の1補助 区 3分の1補助 地域団体 6分の1負担		都 3分の1補助 区 3分の1補助 地域団体 3分の1負担
	補助限度額	単 独	都 300万円 区 200万円 (補助対象経費上限額600万円)	都 20万円 区 13万3千円 (補助対象経費上限額40万円)
連 携	都 450万円 区 300万円 (補助対象経費上限額900万円)			
申請期間		令和5年 6月 1日(木) ~ 令和5年 6月14日(水) 予算を超過する申請があった場合、抽選とさせていただきます。		
備考		・防犯カメラの設置から原則として7年が経過し、条件を満たす場合には、機器更新の費用について補助の対象とする。		